

第16回大田市農業委員会総会議事録

1、日 時 平成31年4月23日（火） 13：30 開会
14：12 閉会

2、場 所 大田市役所 2階第2会議室

3、出席委員（17名）

1番 杉本勝徳	2番 古志泰博	3番 森脇公二郎
4番 竹下正也	5番 奥 雅守	6番 武田廣司
7番 福田佳代子	8番 戸嶋総一	9番 坂根 正
10番 田原洋司	11番 岩谷洋司	12番 戸島長四郎
13番 落合政顕	14番 大谷成志	15番 漆谷幸男
16番 三谷 薫	17番 山下 傳	

4、欠席委員（0名）

5、提出議題

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画による利用権等の設定について

6、その他

- (1) 農振除外等申請手続きにおける協力依頼について（農林水産課）
- (2) 平成31年度第1回ブロック会議（農業振興地域整備計画研修）の開催状況について
- (3) 令和元年度事業計画
- (4) 事務連絡
 - ・令和2年度県農業・農村施策に対する提案・意見の提出について
 - ・大田市農業委員会だより「ええひより」の記事内容等の提供協力について
 - ・活動報告書の提出について
- (5) 令和元年度（平成31年度）農業関係予算説明（農林水産課）

(6) 専門委員会について

- ・地域農業研究委員会（2階第2会議室）
- ・情報調査研究委員会（4階会議室）

7、出席職員 本会議に出席した職員は次のとおりである。

農業委員会事務局 事務局長 渡邊義雄

農政係長 白石利伸

農地係長 中村弘幸

主任 鉦 久美

農林水産課

主任主事 三島貴子

議 事

局 長 定刻となりましたので、第16回大田市農業委員会総会の開会にあたり、会長のご挨拶をいただきます。

会 長 (会長あいさつ)

会 長 それではこれより、第16回総会を開会いたします。
会議規則第6条第1項の規定により、会長の私が議長を務めます。

議 長 定足数の確認をいたします。

本日、出席委員は17名でありますので、会議の方は成立しております。

続きまして、議事録署名委員を指名します。

議事録署名委員は、1番杉本委員、2番古志委員よろしくお願いたします。

続きまして、月間報告に入ります。渡邊事務局長より報告いたします。

局 長 それでは報告いたします。第15回総会から本日までの経過報告です。

3月25日(月)、第15回総会を市役所で開催しました。

3月29日(金)、島根県農業会議臨時総会・会長研修会が松江市で開催され、田原会長が出席しました。

4月3日(水)、西部ブロック会議を静間まちづくりセンターで開催しました。

4月10日(水)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席しました。

4月10日(水)、高山ブロック会議を水上まちづくりセンターで開催しました。

4月11日(木)、東部ブロック会議を久手まちづくりセンターで開催しました。

4月13日(土)、中央ブロック会議を川合まちづくりセンターで開催しました。

4月15日(月)、仁摩ブロック会議を島根県農業協同組合

石見銀山地区本部仁摩支店で開催しました。

4月16日(火)、運営委員会を市役所で開催しました。

4月23日(火)、本日第16回総会を市役所で開催しております。

今後の予定です。

5月10日(金)、島根県農業会議常設審議委員会が松江市で開催され、田原会長が出席の予定です。

5月中旬に運営委員会を市役所で開催予定としております。

5月23日(木)、第17回総会を市役所で開催予定としております。以上です。

議長 それではこれより、議事に入ります。

報告第1号から議案第1号までは、農地法関連でございますので、会議規則第6条第1項の規定によりまして、議事の進行は、山下代理の方に進行をお願いいたします。

議長 はい。それでは農地法関連の議案の取りまとめをさせていただきます。(代理)

報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知について、事務局の説明をお願いいたします。

中村係長 報告第1号農地法第18条第6項の規定による解約通知につきましては5件でございます。

番号1番久手町でございます。

波根西1360番1、2,348㎡は、平成29年3月7日から令和元年12月31日まで、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権が設定されておりました。

このたびは、賃借人である有限会社〇〇〇〇の労力不足を理由とする解約でございます。今年2月に構成員のひとりが亡くなられ、また、農作業の主力担当であった構成員の体調不良が重なり、今後の営農活動の見込みが立たなくなったとのことです。

解約後の農地については、〇〇〇〇から地元の久手土地改良区、農業者などに相談が行われているとのことであります。

なお、この合意解約は、平成31年2月27日になされたものであります。

番号2番から番号5番までは温泉津町の案件で、借受人は

同一人であります。農業経営基盤強化促進法により賃貸借権を設定し、柿を栽培しておられましたが、労力不足のため、このたび合意解約されたものです。

番号2番西田〇〇〇番〇、1,784㎡は、平成27年1月6日から令和7年1月6日まで賃貸借権が設定されておりました。合意解約日は、平成31年3月29日であります。

番号3番西田〇〇〇番〇、〇〇〇番、〇〇〇番〇、合計3,649㎡は、平成27年1月6日から令和7年1月6日まで、賃貸借権が設定されておりました。合意解約日は、平成31年3月29日であります。

番号4番西田〇〇〇番〇、〇〇〇番、〇〇〇番、合計3,194㎡は、平成27年2月6日から令和6年12月31日まで、賃貸借権が設定されておりました。合意解約日は、平成31年4月5日であります。

番号5番西田〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、〇〇〇番〇、合計3,988㎡は、平成27年2月6日から令和7年2月6日まで、賃貸借権が設定されておりました。合意解約日は、平成31年3月29日であります。以上でございます。

議長 はい。報告案件ではありますが、解約された後の農地状況（代理）について、担当委員さんの方で何か情報がございましたら発表してください。

10番 当該農地既に地域の担い手の方が作るようになっております。いずれ中間管理機構を通しての設定がなされる予定でございます。以上です。

12番 案件2番、3番、4番、5番円満解決だったそうですけれども、柿組合の会長さんと相談中であります。以上です。

議長 何が相談中ですか。（代理）

12番 柿を作るのに、担い手がいなくて。一度に辞められたみたいで。

議長 植栽されている柿そのものは、どちらの方の所有権になる（代理）のですか。土地所有者の人になるわけですね。

その辺のところは円満解決したということですね。

12番 植わっているところは残すということじゃないですか。作る人がいるかないかということですか。柿作っている人が利益を上げていないということですか。

議 長

(代理) ○○さんそのものは最近どうなんですか。例えば健康状態だとか。

1 2 番 それは大丈夫なようです。他にも作っているようです。あまり多すぎるんじゃないですか

議 長

(代理) そういう意味で労力不足ということですか。

白石係長 柿の木についてですが、解約契約書に、賃借人は西条柿の処分はせず、合意解約することを条件にしております。

借受人は所有者に対して、樹木の処分に関して異議申し立てをしないものとするとの取り決めがあります。

7 番 西田の柿は結構産地として有名であると思っています。ここ以外にも西田で○○さんが作っておられるところがあるのかどうなのか。また、西条柿は大田市の特産品であるので、もしこのまま放置されて、その後作られる方がいなくて放置されることがあると、ちょっと問題かなと思います。採算が取れないということもありますので、しっかりと検討していただいて、市を交えて、この柿が作られることのないようにお願いしたい。

議 長

福田委員からは、市の振興作物であったり、J Aの重点作物であったりすることから、関係者が尽力して耕作放棄とならないように協力していただきたいとの要望・意見があったと受け賜わりたいと思います。

報告案件でありますので、次に進みたいと思います。

議 長

続きまして、議案第1号農地法第3条第1項の規定による(代理) 許可申請について、事務局より説明をお願いします。

中村係長 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、4件でございます。

書類審査上は、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしており、問題はないと判断いたしますが、担当農業委員さんの「地域との調和要件」などの調査報告を踏まえ、ご審議をお願いしたいと思います。

ここで、たいへん恐縮ではございますが、ご審議いただく前に、議案内容について一部修正がありましたので、ご報告させていただきます。

修正がありましたのは、番号1番大田町でございます。4月10日の受付時点では、申請地は合計で7筆でしたが、議案作成・配布後の4月17日、申請者から1筆の取り下げの申し出がございました。取り下げがあったのは、野城口7番1で、この筆は農地として復旧することが困難なほど荒廃しており、今後、非農地証明願での対応を検討することになり、今回取り下げることとされたものです。したがって、口7番1を抹消していただき、合計面積を、5,098㎡に修正をお願いします。

それでは、議案説明に入ります。

番号1番大田町でございます。

申請地野城口〇〇〇番外5筆、合計5,098㎡は、「三瓶浄水場」の北西約400m、主要地方道「三瓶山公園線」から西側へ約200m進んだ市道に隣接しております。

譲渡人は、県外に居住しており維持・管理に苦慮しているため譲渡するものであります。譲渡人は、当該農地を譲り受け、荒廃した里山や田畑の再生をし、活かすことをめざすものであります。

番号2番川合町でございます。

申請地川合〇〇〇〇番、2,670㎡は、「物部神社」の南西約350m、国道375号西側へ約150m進んだ市道の北側にあります。

譲渡人は、他の農地の経営で手一杯の状況であり当該農地の維持・管理に苦慮、このたび当該地域で農業経営を行っている譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、現在借地により規模拡大して営農していますが、さらに農地を取得して経営の安定化を図るものであります。

番号3番富山町でございます。

申請地神原〇〇〇番〇外1筆、合計3,138㎡は、「王子神社」の南西約600m、県道「田儀山中大田線」から市道「畑神原線」に入り約300m地点から、農道を左進し、約300m進んだ農道に隣接しております。

譲渡人は、高齢であり、また、後継者もおらず耕作不能となっている状況で当該農地の維持・管理に苦慮、このたび当該地域で農業経営を行っている譲受人へ譲渡するものであります。

譲受人は、農地の取得で農業経営を拡張し、経営の安定化

を図るものであります。

番号4番長久町でございます。

申請地、長久ハ〇〇番〇外4筆、合計4,212㎡は、「みしまや大田長久店」の東約300m、県道「和江港大田市(停)線」号から市道「中島6号線」に入り約400m進んだ市道に隣接しております。

譲渡人・譲受人は、親子関係でございます。譲渡人は、自己破産し財産を処分する必要があり、息子である譲受人に譲渡するものであります。

譲受人は、父から農地を購入し、農業経営を開始するものであります。以上でございます。

議長 (代理) はい。では、担当委員さんの方から、地域との調和要件を踏まえて、現地調査の結果報告をお願いします。

17番 削除された地番を含めて、今年の8月福田委員さんと山本委員さんと農地利用状況調査をした所で、特に外された農地は周辺も荒廃農地化しているところで、ここだけを農地再生するのは非常に困難であり、実行性が確保されないだろうという意見のもとで、譲請人の方に強くご意見を申し上げたところです。当該農地については、比較的開けた谷合にあるところで、譲渡人が県外に住んでおられているということもあって、一部萱とか葦なんかが生えたような荒廃農地があるんですけど、わりかしまとまったところの農地であるとのことです。譲受人の方は、家庭菜園程度の経験しかない方で、農業については未経験の方ではございますが、お話を聞くと非常に里山の開発について熱いものを持っておられますし、農作業従事状況について20年と30年の方が付いておられるんですけども、申請書には固有名詞は記載しておりませんが、譲受人の方にお話を聞くと三瓶町志学地区で開拓の関連をされておられる若い方で、熱心に農業をやっておられる方だという情報を漆谷委員さんからいただきました。書類上は問題がないかもしれませんが、現場からすると本当に農地の再生ができるのかなという異論はあるんですけど、県外の地権者の土地よりは、市内、町内の方が所有していた方が、耕作放棄地の解消が可能だろうということと、譲受人さんの熱意を信じまして、推進委員さんのご意見も踏まえながら、3条の申請については、異議がないと判断をいたしましたの

で、報告をいたします。

議 長 それでは続きまして、整理番号 2 番の川合町お願いします。
(代理)

3 番 先般、吉永の土江推進委員さんと 2 人で現場を確認しました。該当地はこれから圃場整備に入るところで、1 枚のかなり大きな田んぼです。松本さんも忍原の方に農地をもっておられて、大変であり、また本人も病気がちであるため、原田幸雄さんの方に買ってもらって、圃場整備を進めて農業をされるということ、地域の調和要件も問題がないということで異議はございません。

4 番 品川さんの所へ行き話をお伺いしました。利用権設定がもう 1 年残っているのですがどうしますかという話になったんですけど、高齢で長男ももう作れないということで、利用権設定はあったんですけど、無償で提供ということで、合意したということです。異議はございません。

9 番 ○○○○さん○○さん親子でして、現在も親子で耕作をしておられます。ただ、ここに破産管財人と記載しておりますが、○○さん自己破産しておられまして、この度当該農地を処分するということになり、○○さんが購入するということになったようです。以前から親子で協力して耕作しておられましたので、異議はございません。

議 長 担当委員さんの現地調査の結果報告は異議なしということ
(代理) ですが、各委員さんの方から、ご意見、ご質問はありますか。
(異議なしの声多数)

議 長 異議がないようですので、当委員会としては承認すること
(代理) とし、おって許可書を交付することといたします。

以上で農地法関連の議案の審議を終わります。

議 長 引き続き、議案第 2 号農用地利用集積計画による利用権の
(会長) 設定等について農林水産課から説明をお願いいたします。

主任主事 本日審議いただきます農用地利用集積計画案に基づく利用
権設定、転貸、中間管理権についてご説明します。

始めに、訂正がございます。緑色の表紙の 3 ページ目久手町の番号 2 について、耕作者変更になるということで、今回取り下げるといふ申し出がありましたので、削除をお願いします。それによりまして、1 ページ目の久手町の田を 16,030

m²、合計欄を40,688m²、設定面積の計を40,844m²、久手町の筆数を8、合計欄を27、久手町の設定する者を6、合計欄を17に訂正をお願いします。

令和元年5月7日公告予定の農用地利用集積計画案、利用権設定、緑色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきましてご説明します。

大田町、田1,808m²、筆数1、設定する者1名、設定を受ける者1名。

三瓶町池田、田2,611m²、筆数3、設定する者2名、設定を受ける者2名。

三瓶町志学、田6,196m²、筆数3、設定する者3名、設定を受ける者2名。

久手町、田16,030m²、筆数8、設定する者6名、設定を受ける者2名。

鳥井町、田3,343m²、筆数2、設定する者1名、設定を受ける者1名。

長久町、田10,700m²、畑156m²、筆数10、設定する者4名、設定を受ける者5名。

合計、田40,688m²、畑156m²、筆数27、設定する者17名、設定を受ける者13名。

続きまして、農地中間管理権、黄色の表紙を捲っていただき1ページ目の集計表に基づきご説明します。

三瓶町多根、田3,853m²、筆数2、設定する者1名、設定を受ける者1名。

山口町、田8,244m²、筆数4、設定する者2名、設定を受ける者1名。

長久町、田2,266m²、筆数2、設定する者1名、設定を受ける者1名。

静間町、田151,996m²、畑408m²、筆数96、設定する者38名、設定を受ける者1名。

久利町、田6,837m²、筆数4、設定する者4名、設定を受ける者1名

仁摩町、田3,096m²、筆数2、設定する者2名、設定を受ける者1名

合計田176,292m²、畑408m²、筆数110、設定する者48、設定を受ける者はしまね農業振興公社1名です。

以上ご審議の程よろしくお願します。

議長 (会長) 只今説明がございましたけれど、まず始めに農用地利用集積計画による利用権について進めたいと思います。

それでは、最初の大田町の方から順次調査結果の報告をお願いしたいと思います。

17番 再設定でございますので異議はございません。

議長 (会長) 続いて三瓶町小屋原お願いします。

14番 1番〇〇さんですが、都会から戻ってこられた方で、義理のお父さんが作っておられたのを手伝っておられて、今年亡くなられたので、その後どうされるか心配していたのですが、この間丹波推進委員さんと行って聞きましたところ、以前のもも全部作って頑張るということを言っておられました。

2番、3番ですが、そばを引き続き作るということで、3番は2番の上の田を借りてそばを作るということでございます。異議はございません。

議長 (会長) 続いて三瓶町志学お願いします。

15番 番号1番、2番引受人の〇〇さんは、ここ近年ネギを作って一生懸命やっておられるんですけど、以前作られていた農地は鳥獣害被害があり、大変だということで、たまたまここに空いていた〇〇さんのところを借りてやられるということで結構なことだと思っております。

3番は再設定でもありますし、異議はございません。

議長 (10番) 続いて久手町私の担当地区でございます。

1、3、4、5、6は再設定でございますし、〇〇さん地域の担い手でございますので異議はございません。

続いて7、9ですが、〇〇さん1、2年休耕田だったんですけども、〇〇さんのところの農地自分の所で作りたいということでこの度利用権設定が提出されたものです。

また9番は、兄弟さんなんですけどもお兄さんの土地を借りて作りたいということで異議はございません。

8番は新設定でありますけども、〇〇さん地域の担い手でございます。異議はございません。

議長 (会長) 続いて鳥井町お願いします。

16番 ○○○○さんが設定を受けておられまして、再設定でございますが、一応確認をいたしまして、作付けは間違いはないということで異議はございません。

議長 続いて長久町お願いします。
(会長)

9番 1番から3番○○さんですが、ここ最近意欲的に米作りに取り組んでおられますので異議はございません。

4番については、昨年から放牧地として使っておられまして新設定ですけど異議はございません。

5番から8番については、○○さん、○○さん再設定ですし意欲的にやっておられる方ですので異議はございません。

9番、10番につきまして、これも今回新規であがってますが、昨年以前より借りて作っておられまして、この度設定されたということで、異議はございません。

議長 担当地区の委員さん異議なしということですが、何か皆さんの方から、ご意見ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

異議なしということで、承認とさせていただきます。

続いて黄色の表紙、中間管理権に移ります。

本日の案件で委員さんに関するものがあります。そちらの方から先に審議させていただきます。静間町の39番でございます。

三谷委員は退出をお願いいたします。

(16番委員退室)

議長

(会長) 静間町の39番、担当委員さんの調査結果の報告をお願いします。

9番 ○○○○○の方でされている案件ですので、異議はございません。

議長 担当委員さんの方から、調査結果の報告は異議なしということ
(会長) ことです。皆さん方からご意見、ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

議長 異議なしということで承認とさせていただきます。

(会長) (16番委員入室)

三谷委員にご報告いたします。静間町の案件39番について、異議なしということで承認されました。

それでは、最初の三瓶町多根の方から順次調査結果の報告をお願いしたいと思います。

2 番 ○○さんの案件ですか、やまびこファームの関係であり、異議はございません。

それから山口町の4件ですが、全て大國徹君が既に作っている所をきちっとしたいということで、異議はございません。

議 長 続いて長久町お願いします。

(会長)

9 番 1 番、2 番全て○○さんが耕作しておられまして、長年しておられますので異議はございません。

議 長 続いて静間町お願いします。

(会長)

1 6 番 静間は農業法人を作っておられて、その契約の組み換えになります。農業法人との契約になります。異議はございません。

議 長 続いて久利町お願いします。

(会長)

1 番 4 件については、中間管理機構を介しまして、○○○が耕作するというので異議はございません。

議 長 続いて仁摩町お願いします。

(会長)

5 番 2 件とも平成29年度まで耕作しておられた方が亡くなられ、去年は休耕をされておられました。今年は中間管理機構を通しまして、大國の○○さんが水稻をされるということです。異議はございません。

議 長 担当地区の委員さん異議なしということですが、何か皆さんの方から、ご意見ご質問ございますか。

(異議なしの声多数)

議 長 異議なしということで、中間管理権の方も承認とさせていただきます。

それでは、以上で議案の方はすべて終了いたしました。

(閉会宣告)

上記を記録し、議事に相違ないことを認め、ここに署名します。

平成31年4月23日

会 長

(議事録署名委員)

1 番

2 番
